幕

末

参宮

資

料の分析(後藤)

近 世 文 書 研 究

幕 末 参 宮 資 料 の 分 析

農 民 動 行 の 面

l

後

藤

重

E

伊勢参詣現象がある。 この参宮行動は、本来、基本的には、伊勢神宮側の神道宣伝に起因する宗教的現象であった。

明和八年、文政十三年、慶応三年と幕末まで五次に亘り、世上を風扉した社会現象に、抜参りと称せられる

しかし、この江戸期以後の抜参りとよばれる参宮は、従前のそれに見られる如き、純なる宗教的意図から、若于逸脱した面を有すると考えられ

江戸中期の慶安三年から宝永二年、

は

U

め

に

る点が少なくない。

詣として、一般的に現われるようであるが、その参詣地如何は、第二次的問題としても、これら参詣行為の中には、江戸中期以降の、社会変質の これら参宮現象は、広い意味では、ひとり伊勢神宮のみに限らず、大社講を母胎とする出雲参宮や、讃岐金比羅参詣、 京都本願寺詣などの社寺

近世後半の社会変質の主要な動力となったものは、貨幣経済の著しい発展であり、これに基づく町人階級の経済的優位が特に注目され、 従って

そこには、 相対的に都市の繁栄と云う結果を生じた。

内容を如実に物語ると考えられる要素を多分に含むものと考えられる。

社会の分解と言う結果を招引するに至る。 反面、この貨幣経済の農村部への侵透現象は、米作農耕を主体として、土地に定着化した農民層の経済的困窮を招き、 ひいては、農村

に至った。 この農民行動は、 特に中期以後の支配者の、 積極的には、 租税増収策を中核とする農民支配の強化は、度重なる天災地変とともに、農民の対支配者への反撥となって現われる 百姓一揆、 強訴として具現し、また消極的には、 逃散、欠落等の行動として現われた。

别

府

大

学

紀

要

これら二性格の反抗動行のうち、 消極的反抗である逃散、 欠落は、 農民の離村離農を意味し、それは、 農村の荒廃と、 離散農民の都市への流入

による都市の人口増加と言う相反する結果を見る。

ここで見ようとする資料はこれら農民層の動行を暗示する好適な資料と考えられるものである。

本資料は、

先に「別府大学史学史料叢書第二集」として、史学研究室より刊行したも

のであり、本稿に於ける引用は、すべて、この資料によることにする。

以下、本論に用いた資料については、次項に詳読するが、

文中の (号) は、 件の資料集整理番号である。

資

料

に

つ

()

て

本稿で分析を試みようとする資料は、大分県竹田市三砂、鳥養しのぶ氏宅に所蔵されるものである。

本資料は、 「覚書」の形式をとり、計六十五通の数量で現存している。

その年代的うち訳は、嘉永六年一通、嘉永七年三十八通、安政二年八通、 年代不明の断簡十八通である。

この年不明断簡十八通については、前記三ケ年のいづれかに充当可能なるも、 一応扱いを別にした。

本資料の内容については、その分野から、大きく二分することができる。

すなわち、その一つは、参詣他出の事前届の形式であり、他の一つは、他出の事後届の形式である。

この覚書は、豊後国、 岡藩内の各組各村に於ける前記三ケ年間中の、社寺参詣について、参詣の事前、事後の農民動行を、

村横目が連署の上で、藩の関係役人に届出たものであり、参詣他出者の、年令、所属組村名、キリシタン類族の有無、

参加人数などについて、書

各組大庄屋、小庄屋、

内容的に、大きく二大別される資料を、各々二分野の中に於ける異体書式などについて示すことにする。

(1) 覚 き記るし、提出したものである。

年五拾九

年五拾九

雅田 無類族 組 隆 下村駒五 郎親

右

īij

女

房

兼 様

大

参

仕

居

候

旨

定

丽 Z

心

得 社

違

仕 詣

抜

大 度

社 噂

参 仕

詣

仕 申

候

P

0 申

か 出 置

ح 候 候 参 右 宮 之 以 Ŀ 仕: 者 度 来 段 ル 願 # 出 九 申 Ħ 出 候 間 立 此 = 段 テ 伊 奉

勢

願

嘉永六丑年正月廿六日

飛田組大庄屋

嶋 太

郎

(1)

下木村小庄屋

郎 **(1)**

左 衛

同組村横目

門 Ð

勝

無類族

بح

き

(2) 覚

飯

Ш

适

=:

郎

様

御

所

年五拾壱 田原組下津尾村

右

之

者

+

抜

出

申

候

=

付

星

速

者 去

指 ル

出

所 日

Z.

方 立.

Ą

追 不 御 手: 境 之 Ħ 迄 詮 義 仕 候 得 共 行 方 相 分

子 申 肣 愱 味 = 仕 付 候 組 処 合 之 少 者 Z 之 共 家 召 財 寄 其 立. 儘 出 之 仕:

幕 末 参宮 資 料 の 分 析 (後藤)

Ξ

立

出 存

候

段 此

役

人

共 註

迄 進

奉 申

入 候

候 右

奉

奉

候

段

御

上 恐

躰 此

独 段

身

者 歎 候

别 府 大 学 紀 要

以 上

嘉永七寅年六月十六日

田原組大庄屋

柴 Ш

誠

之

助

(11)

下津尾村小庄屋

庫

衛

吉

同組村横目

権 兵

(B)

(23 号)

河

野

勘

九

郎

様

御

役

所

to

右

之

者 違

五.

申

候 Ŕ 以

仕 去

抜 ル

詣 立

か

ح

(3)

覚

一年拾八

中角組下志土知村幾左衛門娘

奉 心

存 得

候

此

段

御 大

註 社 目

進 参 抜

申

上 仕 出

候 候

上 の 定 丽

Þ

無類族

中角組大庄屋

志 賀 何

門 (1)

右

衛

四

嘉永七寅年六月十八日

同組村横目

与

左

衛

門

(1)

(4)

飯

田

适

三

郎

様

御

所

一年弐拾七 覚 中津留組大白谷村

一年弐拾 同村

日 候 抜 = 大 付 此 社 段 参 詣 御 仕 註 進 候 処 申

之

去

八 IJ

違 仕 上

候 昨 右

不 罷

出

任

処

心

得

段 尤 +

相 御 七 者

歎 願 日 共

候

間 申 帰 ル

此 上

段 他

奉

歎 不

候

以 筈

上 之

中津留組大庄屋

長

之

助

(FI)

無類族 今 朝太 郎 藤 妹

太 郎

ح 0)

右

同

郁

助 **(F)**

之

下志土知村小庄屋

左 衛 門

(F)

五

文 之 助 **(F)** (25 号)

田 治 部

深

様

御 役 所

以上四例を示したが、①は、参詣の目的を大庄屋に告げ、出立の事前に許可を申請、

村民が、 無断立出、 つまり抜立出の後、その不在が発覚し、

庄屋より役人へ、この旨を届け出たもの、

大庄屋より関係役人へ、この旨を届けたものであり、②、

(4) は、

抜立出の後、

月日を経て、

帰

村横目の連署の上に、

関係役所に提出されているが、

中に一件、この例に

奥書を加えた異例資料を見る。

(3) は、

村、これを知った庄屋より、関係役人に届出したものである。

もれ、 右の例によって示される如く、この覚書の全てが、 村の医師により届出られ、この届出の内容を、 大庄屋、 大庄屋が、証明するために、 小庄屋、

すなわち、

年弐拾八

伏野組医師衛藤玄寿妹

覚

無類族

せ ŀ١

伏野組医師

藤 玄 寿 **(II**)

衛

嘉永七寅年六月十五日

候 得 右

此 違

段 仕

御 抜

註

進 社

申 参 日

上

候 仕

以

上

大 ル

詣 宿

候 立

\$

0

存 ıζ

之

者

去

八

ヲ

出

申

候 か

定 ح 奉 īſſſ

前 書 之 通 IJ 御 座 候 =

付

奥

書

指

上

申 上 候 以 上

伏野組大庄屋

六

幕

末

参

宮

資 料 の

分析(後藤)

(F)

吉

同 日

深 田

様

治 部

役

所

(19号)

の如くである。

以上示した五例の文体によって届出された資料を、分析すると以下の如くである。

Ξ 分 析

イ、資料の年次別分布について。

残存する資料の年次別分布を見る時、届出年次では、嘉永六年一通、嘉永七年三十八通、安政二年八通、年次不明十八通の分布となる。

この数値への疑問は、今段階では、解明する術を持たないが、推察としては、恐らく、七年度分については、ほぼ本来の数値に近い数量であり この数値を見る時、七年の三十八通に此して、六年の一通、安政二年の八通が、異状に僅少である事に注意される。

安政二年分については、部分的に散逸し、現状を呈しているのではないかと思われる。

六年、

たものであろう。 をなしており、保管されていたものと考えられ、嘉永六年、安政二年度の分は、そのとじ本の一部分、すなわち、残存する部分を残して、散逸し 残存する資料の原本を見る時、 左右両端中央部に、二ケ所、こよりのとじ穴と考えられる穴を残しており、この資料が、本来は、 年次別に冊状

皆無状態に減少するとは考えられず、嘉永六年、安政七年の数値は、資料の散逸による結果と結論づけたい。

江戸中期以降に於ける抜参宮現象が、狂信的であり、時期に於ては、爆発的数値を示すことは事実だが、同時に、これが、他の時期に於ては、

参宮他出者の地区別分布について。

安永七年の「岡藩大庄屋、小庄屋、村横目付一覧」によると、藩内総組数は、六十三を数えている。① さて、六十八通に及ぶ参宮資料では、岡藩内に於ける、他出者の地区別分布は、 如何なる状態を示しているであろうか。

七

别 府 大 学 紀

要

参宮資料に見える参宮他出者が、所属する組名の総数は、三十八組を数えることができる。

この数値は、 岡藩内総組数の五十七%に相当する地区に於て、多少の差こそあれ、参宮他出者を出していることを示しており、この他出行為が

ほぼ、全藩的な風潮で展開されていたことを物語っていると考えられる。

次に、これら、 組一名の他出者の例 参宮他出者を出した各組の間にあって、多人数の他出例と、少人数の他出例とを具体的に例示すると次の如くである。 十三組

組三名の他出者の例 組

組二名の他出者の例

七

組

となり、一組五名以上の他出者を見る組は八組に及ぶ。

その著しい例を示すと左の通りである。

44 (|| (1)阿鹿野組では、 恵良原組では、馬背野村五名、高城村二名、原村一名の計八名。 飛田組では、下木村二名、上鹿口村八名、平村二名の計十二名。 古園村二名、刈小野村四名、上坂田村一名の計七名。

(=)君ケ園組では、 拝田原村五名、 坂折村一名の計六名。

これら、特例的に多数他出者を見る原因については、その他出構成団の性格によるところもあろうけれども、興味を引く問題である。 (計) 小野市組では、 楢野木村一名、 柿木村一名、 伏野村一名、 川又村一名、 大原村一名、 小野市村一名と、散在傾向で計六名の他出者を見る。

参宮他出者の年代別分布について。

出立者の年令別分布状况は、

如何であろうか。

それを表記すると、左の如くである。 才 九 才 五 名

二十才 二九才 一九才 五 三八名

名

八

幕

末

参 宮

資 料

.. の

分析(後藤)

九

き二位で二十九名、三十才台、五十才台がともに十九名で三位となる。 ⑤中津留組大白谷村藤太郎は、同村今朝太部妹のこのとともに、七年六月八日出立し、十日目の十七日に帰宅した。 回菅田組小切畑村の新吉は、 ①嘉永六年二月一日、 右の表により、 五十才 四十才 三十才 ◎阿鹿野組上坂田村利左衛門女房は、六年六月十四日出立し、七年六月十四日、まる一年ぶりに帰宅した。 以上、その内容を明記する。 本資料中、最も大きい問題としてとり上げられなければならない事実に、参宮他出者の出立から、帰村までの、所要日数の問題がある。 この年令別分布で表示される数値については、本論で指摘しようとする重要な意義を有しているので、 七十才 六十才 六十五通に及ぶ資料中、参宮他出に所要した日数の明かになし得る資料は、 った。 参宮所要日数について。 年令別分布では、二十才から二十九才の間に所属する者が、 八九才 七九才 五九才 四九才 三九才 六九才 抜立出した重岡組大庄屋渡辺司馬三郎下人の嘉吉は、 十九名 二十名 十九名 名 名

圧倒的に多く、三十八名と言う数値で他出し、

四十才台がこれに続

しばらく措くことにする。

嘉永七年二月八日出立し、六月十五日に百十一日ぶりに帰村した。 翌年六月三日帰村したが、これに要した日数は、四百八十七日であ

次の五資料に過ぎない。

31 以上は、 数から、 その参宮他出に要した日数の明かなもののみであるが、ここに語られる数値については、 最低十日と言う日数との開きを見、この異状さには、大いに興味を引くところである。 嘉永七年十二月十八日、出立し、翌安政二年二月十日、五十八日ぶりに帰村した。 同じ抜参詣と称しながら、最高五百日に近い日

别 府 大 学 紀 要 明確ではないが、文禄年間の記録によると、豊後から藩磨までの® _ 0

32 行程は、 豊後から、 八日を必要とし、 大阪までの旅行に要した平常行程の日数については、

一佐賀関まで、十三日を要した例もあり、大体豊後から京都、要とし、それは、豊後佐賀関から海上を行く方法であった。

京都から、 大阪間は順当に見て十二、三日の日数を要したと考えれば良かろ

八日とされているので、豊後から伊勢神宮までの直行的行程は、片道十七、八日程度、往復三十五、六日となり、④

う。

京

伊勢の間は、

普通、

で数日の余裕を見ても、 四十日の日数を見れば、充分であったと考えられる。

もっとも、この数値は、 海上を行くものであり、陸上では、それに若于の日数を加えなければなるまい。

以上の所要日数の問題については、後刻、解れようとするところである。 伊勢以外の社寺参詣については、その日程の算出はさしひかえる。この一例によって各々の場合の概略的な数値はつかめるであろう。

ホ 出立者の構成人数

次に他出者を、 一名単独 その他出団体の構成人員の面から見ると左の如くである。

二名同伴 十六件

四八件

三名同伴

件

四名同伴 件

五名同伴 件 件

右によると、参宮他出行動が、一名単独ないしは、二名同伴程度の少人数で行なわれた例が、圧倒的に多かったことを示す。 この事実は、 七名同伴 六名同伴

よう。 伊勢参宮が、老若男女により、狂信的に、集団的になされた初期抜詣の状況とは、若干、性格を異にしていると考えることができ

本資料においては、 他出行為が、一名単位に行なわれたと云う事実を極めて強く示しており、注目しなければならない問題である。

つまり、

これらは、

恐らく、

幕

末 参

宮

資料

の 分析

(後藤)

ここでは、多人数他出の例として、六名、八名の場合をそれぞれ示して、その構成を見、少人数多度の例の問題点を指摘出来ればと思う。

①嘉永七年正月廿六日、本願寺への参詣の為と称して、飛田組上鹿口村吉郎衛門は、 それによると、同行者は、 同村吉郎衛門とその女房、同村京衛門、同村銀衛門、 同村庄助母、 出立を請願し、この旨を組大庄屋嶋太郎は役人に上申した。 同村甚衛門とその女房、 同村亀三郎母の計八名

であった。

②嘉永七年八月六日、板井迫組大庄屋志賀詳平の届出により、同組板井迫村忠助女房、 村喜代助、子息周蔵の六名は、 讃岐金比羅詣と称して事前伺いをなした。 朝倉村長左衛門、 同村金右衛門、下朝倉村医師周済、 同

数他出例が特異的に多く、 これら多人数他出の例が、ともに、 それらが、 事後届の形式により、参勢参宮、ないしは、抜詣の表現をとっていることなどに対して、極めて対象的な 存 事前届の形式をとること、又本資料中、金比羅、本願寺参詣を示す数少ない資料を占めることなどは、少人

参宮他出者の所属

存在であり、大いに興味の持たれるところである。

人と言う例を見る。

当資料分析の過程で注目された事実は、これら参宮他出者の家族的、又は、社会的所属に関する問題である。 すなわち、他出者の所属を見る時、下人、下女、穢多、

組頭などと、それぞれその所属を記せるもの、下人四名、下女三名、

穢多七名、

組頭二

次に、他出者の、家族的に、家長に対する関係を明記していると考えられる表現法、 すなわち、 「何々村誰々の弟」とか、 「何々村誰々妹」と

する表現形式を、 しばしば見ることは、注目せねばならない事実であろう。

例えば

イ、柴山組山村吉郎兵衛弟

左吉

伏部組医師衛藤玄寿妹

せい

恵良原組高城村清助子 弥三右衛門

などである。

散在する事実は、 興味を引くところである。 当期家族内に於ける家主―家督者―に対する従属的立場にある人々に対する表現であろうと考えられ、

資料中に、この例

ト、参宮者の月別出立分布。

の如くである。 嘉永六年、七年、 安政二年の三ケ年に亘る他出者の他出分布のうち、六年、二年については、

断片的に及ぶが七年を含めて月別分布を示すと左

嘉永六年一月

二名

名

〃 六月

嘉示七年一月 二月

二九名

二名

三月

二三名

名

十二月

安政二年二月 年月不明一月

二月

十三名

名 名 名

右で示される如く、他出者の最高値を示す月は、嘉永七年一月の二十九名、次いで六月の二十三名となる。

また、嘉永七年を通して、四月及び九月、十一月は他出者を見ない。

34

然とした支配態度を見ることはできない。

これら数値のうち、四月の無、六月の多く、九月、十一月の無については、 多くの疑問が指摘される。

すなわち、農村部に於ける、他出者と、農繁期、農閑期との関連である。

従って、農繁期に於ける他出は当然、強度の干渉を受けた筈である。 江戸幕府に於ける農民統制は、その触書によって示される如く、激裂を極め、 「農耕等閑」は、最も忌み禁ぜられるところであった。

- 以上の如き点から眺める時、本資料に現われる、数値については、当然疑問が抱かれる訳である。 Œ 1 「岡藩大庄屋小庄屋村横目付一覧」北村清士氏著『農民一揆』所収
- (3) (2) 「三藏院日記」文禄三年四月十一日一廿四日。 「新納忠元上洛日記」『新納文書』所収
- 4 「文政神異記」によると、大阪の店員が抜参を志し、京都、 伊勢間の日程を人に問うたところ、「普通八日、 お前なら十日は必要」と答えたと云う話が
- (5) 一五六七年九月二十七日ベルショール・フィゲイレド書翰(豊後編)下所収。

四

以下、分析の過程で生じた疑問点、ないしは、明かになし得た事実が、当期の社会一般状勢の上に占める意義について考えることにする。 さて以上、六十五通に及ぶ他出資料を分析して来たが、この結果、如何なる事実を指摘できるであろうか。

この農民の農村からの離散、及び都市への流入の例は、枚挙するにいとまないほど激げしい傾向であった。 江戸中期以後に於ける農村の疲弊は、農業労働力の欠乏に基づくと説かれ、その労働力欠乏の直接原因は、 農民の農村からの他出であった。

と、その社会情勢を記している。 「農民は、誅求のはげしくなった結果、困窮に耐えかねて、農村をすて、大阪、江戸、その他の城下町に出、商人、奉公人となるものが多い」

本居宣長は、

玉くしげの中で、

六十五通の資料は、届出の形式としては、整然としているかに見えるけれども、その盛られる内容には、すでに往時に見られた如き支配者の厳

幕 末 参 宮 資 料 の 分 析 (後藤) 重岡組大庄屋渡辺司馬三郎の家中からは、下人嘉吉が抜立出、約五○○日に及ぶ間、

不在となった。

馬背戸組泉園村小庄屋太左衛門宅では、下人鹿蔵が抜立出したのに対して、

別府大

学

紀要

「鹿蔵儀者、役人家内之儀、重々役人共迄奉恐人候」

と述べ、庄屋内から、下人が、無断他出した例がしばしば見られる。

嘉永七年十一月十七日、柏原組大庄屋角次郎は、同組鴫田村の福次郎と、同村伊八郎娘ちよのの同伴出立を注進したが、この二人の無断他出は

ケ月前の十月十六日であり、実に一ケ月に及ぶ長期間、支配下農民の動行に留意を怠っていたのであった。 分析を試みた六十五通の資料中、 出立者の帰村を知り得るものは、先記五通のみであり、他に関しては、出立者のその後の動行について知る術

はないが、多分は、長期に及ぶ他出となったと考えられる。 次に、当期他出を試みた人々の、 家族的、年令的所属は如何であったかについて考え、先に見た他出期間の異状な長期性の原因について考えて

この二十才台は、概観的には、当期農村部にあっても、もっとも大きな労働力供給源としての存在にあったと考えられるが、にもかかわらず他 先の分析に於いて示した如く、年令別には、二十才台者の他出例が最高の数値を示す。

見よう。

出者の年令分布で、最大値を示す理由は、如何なることであろうか。

この原因として、封鎖された農村部に於ける家族制度の中に生じた成る種のひずみの現われと考えることはできまいか。

於ける家長への従属的関係に存在する立場の者に対する表現法かとも考えられ、二十才台の者とともに、もっとも家長に隷属的立場にあった者を 先に、資料中、しばしば、「何々村何々弟」などの肩書によって示される者が、他出する例のあることを記したが、これは、一家族、一家系に

指し示しているかと考えられる。

ることができるのではあるまいか。 従って幕末期に於ける、統制力他緩の時期にあって、逆に最も浮遊し易い存在と化す可能性は大きく、結果はそれを具体的に示していると考え

嘉永七年六月廿日、抜立出した太田組伊三郎は、中野村森太弟と記され、伊三郎の年令は四十一才であった。

安政二年二月廿二日 抜立出の恵良原組の金之助は、 原村源作子と見えており、 年令は、 三拾才であった。

右二例は、それぞれ、四十一才、三拾才にして、何々弟、何々子と表現され、家系中の独立性の極めて弱い存在であったことが、うかがえそう

である。

強力な家長制のもとに構成される江戸期農山村に於ける家庭にあって、二十才台者は、もっとも、 先に示した如く、 その存在は、 支配力弛緩の時期にあっては、最も浮遊化する可能性を有し、この時期に於ける他出者の中にあっては、

強制された存在であったと考えなければなら

例を見る。 数的に大きく比重を示すのであろう。 寛延三年二月、 長野県筑摩郡小曽部村の「他所奉公人書上帳」によると、奉公人の年令別分布では、二十才台が極めて大きい比率を占めている

これによると

如き説明をなされては如何であろうか。 二十才台者や、先記「何々弟」などの表現法によって身分を示される者、又は、下人、下女として、下層者に他出例を多く見る事実は、 二十七人の他所奉公人中、二十才台は十五人に達し、彼らは、 自らの農村をすてて、他出奉公稼をなしている者であった。

以上の

廃する農村を再建しようと試みられたが、結果的には、期待した程の成果をあげ得なかった。 江戸期に於ける 農民の都市流入の激化は、 其の後「人返し」政策によって、一方的にふくれ上る都市人口を制御し、① 労働力の不足によって荒

先記、 農村入口の減少の原因は、 この如き例は、資料中にも散見し、 嘉永七年三月六日、 「心得違仕、殊に家内切抜立出候段……」と見えており、一家全員で他出している事実を見る。 家内切の場合には、 葎原組大庄屋徳太郎の届出によると、 農民の離散であるが、この離散には、長期(永久的)と短期(一時的)とを考えることができる。 長期的離散と考えられる面があり、一年及び数ケ月に亘る他出は、 家内切り立出は「欠落」の範鋳に促えられ、 為政者のもっとも忌むとこであった。 年季奉公等を目的とした他出行動と考えられる面

がある。 分析を試みた六十五通の資料中には、 年令的な面、 人数的な面、又は所要日数等から生ずる疑問は、 信仰を主とする参宮以外に目的を置く他出

37 参宮目的の他出と考えることは、 「定而心得違仕 離散目的の他出であり、 抜大社参詣仕候ものかと」と、 不合理であり、恐らくは、年季奉公等を目的とした他出であったのであろう。 又は、都市遊山を目的の為の他出などであろう。 他出者に対して表現しているが、先に示した他出期間百日以上に及ぶものについては、これを

末

参

宮

資

料

の

分

析

(後藤)

の例を相当量含むことを暗示する。

別 府 大 学 紀 要

嘉永二年五月三日、豊後杵築藩町役所日記所収の触状によると、③

神社仏閣抜参り候ハ兼而停止申渡し有之候近来金比羅参詣などと号し、京都見物或は伊勢参宮等致候者有之哉に相聞不埓之事に候以来心得 回

札

違之者有之候ハバ其村庄屋村役人迄も可為越度事。

との内容を見、抜参詣の禁止と、 同時にこれら参詣を方便とした都市遊山の事実の多々あることを示している。

江戸期、数次に及ぶ伊勢参宮に関して、その状况を伝える俗書は極めて多いが、それらの中には、伊勢参宮の熱狂的現象を、①

「非可信」との表現を用いて世人の動行を非難している。④

この如き、変態的参宮は、それ自体すでに参宮行為としての範鋳から逸脱したものでしかなく、厭世的な、農山村の人々の、

最も可とする他出

狂態としてとらえ

さて、五例を数えた他出後帰村した農民に対して、その処理は、如何になされたであろうか。

行為の方便となるべきものであったと考えられる。

右に対する資料は、全く存在しない。

罰例を記める資料が散見されるが、その中にあって、本資料に関連ある処罰資料は皆無である。

本論で用いた資料を所有する鳥養家には、町奉行所関係の、当時期資料を若于量保有し、その中には、幕末期の盗人、又は博変打ちに対する処

先記した豊後杵築藩の町役所日記によると抜参詣者に対して施した処罰の事例は左の如くであった。

御奉行所御用三郎助罷出候処泉屋栄助与大和屋周作御書付を以左通被付与頭一同呼出申付候 立合 村田林蔵

大 和 屋

其方女房ゑみ儀兼而差留置候抜参致し候段不埒之事に候仍而ゑみ儀帳外可申付候処与頭共より歎出候次第も有之候ニ付此度格段と宥免を以て禁

周 作

足申付其方儀追込申付候

(文政十三年) 七月

(九月十三日禁足御免)

を公布しておりにもかかわらず他出した同人に対しては、「与頭共より歎出候次第も有之候ニ付」との理由でもって、禁足処分に付した程度であ 右は、嘉永六年に先行する二十年前の文政十三年の資料であり、五ケ月前の同十三年二月二日には、杵築藩では、抜参りについて再度制禁の旨

六

いこともないが、それ程、支配体系に弛緩を生じていると言う暗示もなされ、ましてや、嘉永期の抜立出処罰が、より形成化していたであろうこ。 この文政十三年は、江戸期抜参り風潮の、隆盛を見た一時期であり、従って、抜参りに対して、その処分では、若干手心を加えたと考えられな

とはうなずかれるところである。

先に見た、抜立出者の月別分布の数値に於いて、一月、六月に異状な多数出立例を見たことについては、 問題とされる点が多い。

次に、分析の過程で興味を引いたこの他出者の月別分布の問題である。

分布表によると、嘉永七年一月の二十九名、次いで、同年六月の二十三名が、他月に比して異状な数値を示す。

逆に、嘉永八年を通じて、四月及び、九月、十一月は他出者を見ない。

これらの数値のうち、最も大きな問題とされるのは、六月の他出者の数値であろう。

般に六月は、農村部に於いては、最も多忙を極める時期であり、この時期に他出を最多に見る原因は何であろうか。

嘉永七年六月は、新暦では七月に相当し、新旧暦上の日差は二十四日となる。 ⑤

当時の水稲耕作を中心とした春の農繁期が何月の何日を中心とした時期であるかについては適格には指し難い。

の時期について一定することは不可能である。種籾の水カシを、日数廿日内外と心得えて、五月の中より七十日前にすべきであると説いている。 豊前中津の渡辺綱任は、その著「農業日用集」の中で、稲には早稲、中稲、 晩稲の違いあり、 地域の仕来りにもよるので、苗代の時期、 田植そ

「五月の中」とは、 **陽暦六月中旬に当たり又、田植えについては、補植早苗として、半夏過ぐ迄は覚悟あるべしと説いている。**

嘉永五年前後夏期には、干魃が、九州各地で報告されており、 ⑧ 半夏は、夏至より十一日目の陽暦七月初旬に相当するので、田植えについては、最も遅い時期を六月末期までと見ることもできよう。 **極めて不安定な農耕作業であったことが想像され、農繁期の有巾性を考えねばな**

箕曲在六著「文政神異記」によると、文政十三年の伊勢参詣者は 日用集の五月の中より七十日前は、四月の初旬に当たり、四月、五月、六月はともに農山村部では多忙な時期であろう。

四月の一四四万人に対して、五月の三十四万人、六月の二十一万人と、減少の様子を知ることができる。

この資料は、 伊勢神宮近在にて調べられた数値であり、純なる意味での伊勢参宮は、

末 参

宮 資 料 の 分 析 (後藤)

農業等閑を犯さない限り寛認された事情を如実に示してい

岡藩安永二年の御掟書の一条に

る。

别

府 大 学 紀 要

「年貢春免諸上納無滯皆納の組村の外は、下社参詣、本寺参詣一切他領へ罷出の義不相成事」

於ける六月の他出者数が、異様な数値を示す原因が、暗示されるのではあるまいか。 本資料で見る一月の他出者が合法的に可とされたこと、反面、この安永の御掟書の規制、並びに、文政度の伊勢側の参詣者数の記録から、 嘉永七年一月の他出者は、その大半が事前に屈出たものであり、従って数値が正確に記録されたために、現状を呈したものであろう。一方、六

岡藩に

月については、注意さるべき事実がある。

すなわち それは、 田原組下津尾村のときが他出した折の届出しである。

年五拾壱 田原組下津尾村

無類族

ح

き

右之者去ル十日抜立出申候ニ付早速追手之者指出所々方々御境日迄詮義仕候得共行方相分

不申候二付組合之者共召寄立出之様子吟味仕候処少々之家財其儘二仕置兼々大社参詣仕度噂仕居申候申出候定而

心得違仕技大社参詣仕候もの哉与奉存候

嘉永七年六月十六日他出したときに対する届出書の書式は、異例と言わざるを得ない。

また、嘉永七年六月中の資料には、 本資料中には、同様書式の届出を、 他に三例見るが、この三例はともに尾欠であり年次不明である。

「……然ニ宗門御改ニ差而他出仕候義不相成段堅申渡置候処心得違仕……」

と表現する資料三点(29号)(30号)(31号)の外

「……然ルニ踏絵御改不相済内他出仕儀不相成段堅申渡置候処心得達仕し」

一八

との表現の資料(15号)一点、更に

この如き、表現方法をとる資料は、他月にも、一、二例を見るが、六月ほど特異ではない。 「尤御願不申上他出不仕筈殊踏絵御改ニ指掛他出候儀重々心得違仕…」と表現するもの(17号)などの計五点に及ぶ異例書体の届出を見る。

これら、二種の異例な表現方式をとる資料が、嘉永七年六月に集中する理由は、何と説明さるべきであろうか。

私は、これを、「水稲植付期の重大時に於ける農民監督の強化策」の現れと見たい。

従って、先に見た、年不明の「所々方々迄詮義仕候……」形式の三資料は、所詮六月に充当すべきであると考え、農民が、より監督の行き届

(1) 天保十四年、改革政策の大目標としてかかげられた。

これによると、今後江戸への移住禁止、江戸に移住中の者も永年営業者以外は帰村せしめ、農民の江戸出稼の期限の厳守、 諸国巡行者の禁止などをかか

た六月に他出したため、監督者の目にとまり、農閑期とされる他月に比して、多くの記録数値を残す結果になったものと考えたい。

げた。

- 2 「杵築藩町役所日記」は仮称。未刊本であり、豊田国男氏の御好意により筆写本より抜いた。
- 3 江戸期五次に亘り世上を風靡した伊勢参宮に付いては、これを語る書がすこぶる多い。

その種類は、霊験記、教訓書、戯作物、流行唄の本等雑多を極め、四十種を数える。

- 4 「抜参善悪教訓鑑」『大神宮叢書』収などは、極めて批判的である。
- (5) 一、在中寺社御祈禱は、伊勢並に木原の外一切拾ケ年間停止のこと。 一、年貢春免諸上納無滞皆納の組村の外は大社参詣本寺参詣一切他領へ罷出の義不相成事「安永七年御掟書」=岡藩
- 7 宝曆十年夏 渡辺綱任著 昭和七年二月刊行

「日本気象災害資料第四号」災害科学研究会編による。

6

8 「⑥」に同じ。

五 お ゎ ŋ

に

以上、 六十五通を数える参宮資料の分析過程で生じた種々の疑問を指摘して来た。

幕

末

参

宮

資 料 0)

分析(後藤)

を風俗史的に眺めることが多かった。

别 府 大 学 紀 要

本来、抜参りについては、伊勢神宮側の神道宣伝の然らしめるものとして、その教宣の実態について、また交通史の発達分野から更には、これの

農民層の本質的な動きに、他出行動の原因を発見できたのではないかと考える。 しかし、ここでは、在地する参宮資料の分析過程で、純なる宗教的行為と定義するには余りにも疑問が多く、むしろ、この他出行動に参加した

本資料は、幕末期に於ける農民統制の弛緩を如実に物語るものであること。また、参宮現象は、決して純なる宗教的行動と解すべきでなく、幕

末期の類廃的世情を汲んだ農民の逃避的行動を暗示する現象として解すべきと考える。

大島延次郎『日本交通史概説』の中「社寺参詣」など。 河野省三『神道の研究』第七章「近世神道の社会教化」など。